

国立大学法人東京外国語大学入学料 ・授業料奨学融資制度規程

〔平成21年 2月 3日〕
規則 第 4 号

改正 平成24年 3月27日規則第79号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）に設ける国立大学法人東京外国語大学入学料・授業料奨学融資制度（以下「奨学融資制度」という。）に関し、必要な事項を定める。

(奨学融資制度の目的)

第2条 奨学融資制度は、経済的理由により修学が困難な学生（国費外国人留学生及び非正規生を除く。以下「学生」という。）に対して、入学料、授業料の納付に必要な資金借入の支援を行うことを目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「金融機関」とは、本学と奨学融資制度について契約したものをいう。

2 この規程において「利子補給」とは、奨学融資制度に基づき本学が学生に利子相当分を支給することをいう。

(制度)

第4条 奨学融資制度は、学生が金融機関から融資を受けた入学料又は授業料の納付に必要な資金としての借入金について、当該学生の第7条に定める期間に係る利子相当分限り本学が学生に支給するものとする。

2 奨学融資制度による支援は、1学生に対し本学の学部及び大学院に在籍する期間を通じ1回とする。

(申請手続き)

第5条 奨学融資制度による支援を希望する者は、別紙様式に定める東京外国語大学入学料・授業料奨学融資制度利子補給申請書（仮称）に別に定める書類を添えて本学が公示する期日までに学長に願い出なければならない。

(選考)

第6条 奨学融資制度による支援対象学生は、東京外国語大学学部・大学院学生委員会（以下「学生委員会」という。）の議を経て、学長が決定する。

2 本学における奨学融資制度の選考基準は、別に定める。

(利子補給期間)

第7条 利子補給の期間は、奨学融資制度により金融機関から融資を受けた時点での当該学生の卒業又は修了（以下「修了」という。）までに要すると見込まれる最短の修業年限とし、この期間より早期に修了することとなった場合はその修了のときまでとする。ただし、本学の学部から大学院に連続して在籍することとなった学生の修業年限はこれを通算しない。

2 前項の規定にかかわらず、融資対象学生の特別な事情によっては、利子補給を取り止めることがある。

(最終利子補給期限)

第8条 本学が利子補給する期限は、次のとおりとする。

(1) 当該学生が修了した場合にあっては、修了した日まで。

(2) 当該学生が退学又は除籍した場合にあっては、退学又は除籍した日まで。

(金融機関との契約)

第9条 利子補給は、本学と金融機関との契約に基づき行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、奨学融資制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。